

平成29年度 第1回新居浜市地域公共交通活性化協議会

次 第

○日時 平成29年6月27日(火) 13:30～

○場所 新居浜市役所 3階 応接会議室

1. 開 会

2. 協議事項

- (1) 平成28年度事業報告及び決算の承認について
- (2) 生活交通確保維持改善計画(平成30～32年度分)の策定について
- (3) 新居浜市地域公共交通網形成計画の策定について

4. その他

- (1) 年間スケジュールについて

5. 閉 会

新居浜市地域公共交通活性化協議会委員名簿

条項		役員	機関・団体	役職名	氏名
法第6条第21号	規約第5条第11号	会 長	新居浜市	副市長	寺田 政則
				経済部長	鴻上 浩宣
法第6条第22号	規約第5条第2号		新居地区旅客自動車協同組合	代表理事	渡部 光男
			愛媛県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	高橋 昭雄
			瀬戸内運輸株式会社	常務取締役	河渕 茂
			愛媛県バス協会	専務理事	関谷 俊夫
			四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	窪 仁志
	規約第5条第3号		愛媛県東予地方局建設部	建設企画課長	白石 昌史
			国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所	副所長	森本 英二
法第6条第23号	規約第5条第14号		新居浜警察署	交通課長	田村 修也
	規約第5条第15号	副会長	新居浜市連合自治会	理事	星加 勝一
			新居浜市老人クラブ連合会	事務局長	三木 博喜
			新居浜市女性連合協議会	総務	今村 美鈴
	規約第5条第16号	監 事	新居浜市社会福祉協議会	地域福祉課長	越智 千鶴子
		監 事	新居浜商工会議所	産業創出課長	矢野 英司
			新居浜市医師会	理事	永易 大典
			瀬戸内運輸労働組合	執行委員長	砂田 篤志
			愛媛県東予地方局総務企画部	地域政策課長	中川 美奈子
			国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画 専門官 (輸送・監査)	谷本 昌啓
	首席運輸企画 専門官 (総務・企画観光)	山下 文明			

事務局

事務局長	新居浜市経済部運輸観光課	課長	宮崎 司
事業担当	新居浜市経済部運輸観光課	副課長	安永 亮浩
事業担当	新居浜市経済部運輸観光課	副課長	正岡 大典
事業担当・出納員	新居浜市経済部運輸観光課	係長	二宮 由佳

協議事項（１）

平成２８年度事業報告及び決算の承認について

１．平成２８年度事業報告

（１）地域公共交通総合連携計画に位置付けられた事業の実施

- ・デマンドタクシー運行事業
デマンドタクシー（愛称「おでかけタクシー」）の運行を実施した。
デマンドタクシーの登録・利用促進のため、市政日より、出前講座等による広報活動を実施した。
平成２８年度末現在の利用・登録状況は、別紙のとおりである。
- ・公共交通機関利用促進事業
公共交通（バス）の利用促進のため、バスの乗り方教室とバスギャラリー展を実施した。

（２）地域公共交通確保維持改善事業に係る協議

地域公共交通確保改善事業費補助金（地域内フィーダー系統）の申請に必要な生活交通確保維持改善計画を策定し、実施事業に対する評価を行った。

（３）その他、人や環境に優しい交通の実現に関する事業

JR新居浜駅（構内）バリアフリー化事業に関する協議を行った。

（４）会議の開催状況

- ・第１回協議会（平成２８年６月２８日 開催）
役員の選出について
平成２７年度事業報告及び決算の承認について
生活交通確保維持改善計画（平成２９～３１年度分）の策定について
- ・第２回協議会（平成２９年１月２４日 開催）
平成２８年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
地域協働推進事業報告について
- ・第３回協議会（平成２９年３月２８日 開催）
平成２８年度事業報告について
平成２９年度事業計画について
平成２９年度収支予算について

別紙

デマンドタクシー利用・登録状況（平成29年3月末現在）

○登録者数（3月末日現在）

上部西エリア 679世帯 1,028人
 上部東エリア 572世帯 883人
 川東エリア 615世帯 952人 計 1,866世帯 2,863人
 ※男女構成 男性 951人(33.2%) 女性 1,912人(66.8%)
 ※年齢構成 50代まで 300人(10.5%) 60代以上 2,563人(89.5%)

平成28年度上半期(4月～9月) 計(運行日数 123日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	973人	3,550人	28.9人	1,511台	2.3人
上部東エリア	825人	3,290人	26.7人	1,366台	2.4人
川東エリア	892人	2,333人	19.0人	1,048台	2.2人
	2,690人	9,173人	74.6人	3,925台	2.3人

※利用者内訳 大人3,891人、大人割引者5,282人・小人0人・無料乳幼児0人
 割引内訳 障がい者割引 本人2,440人・介護131人
 療育手帳 本人17人 精神障がい者 本人5人
 特定疾患割引 本人61人・介護40人
 運転免許自主返納者割引 2,588人

利用料収入 3,266,000円

平成28年度下半期(10月～3月) 計(運行日数 平日120日、土曜日24日)

※運行日数132日で計算

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	1,028人	3,506人	26.6人	1,518台	2.3人
上部東エリア	883人	3,713人	28.1人	1,520台	2.4人
川東エリア	952人	2,476人	18.8人	1,126台	2.2人
	2,863人	9,695人	73.4人	4,164台	2.3人

※利用者内訳 大人4,232人、大人割引者5,463人・小人0人・無料乳幼児0人
 割引内訳 障がい者割引 本人2,201人・介護159人
 被爆者健康手帳本人1人 精神障がい者 本人3人
 特定疾患割引 本人54人・介護23人
 運転免許自主返納者割引 3,022人

利用料収入 3,481,750円

平成28年度計(運行日数 平日243日、土曜日24日) ※運行日数255日で計算

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	1,028人	7,056人	27.7人	3,029台	2.3人
上部東エリア	883人	7,003人	27.5人	2,886台	2.4人
川東エリア	952人	4,809人	18.9人	2,174台	2.2人
	2,863人	18,868人	74.0人	8,089台	2.3人

※利用者内訳 大人8,123人、大人割引者10,745人・小人0人・無料乳幼児0人
 割引内訳 障がい者割引 本人4,641人・介護290人
 療育手帳 本人17人 被爆者健康手帳本人1人
 精神障がい者 本人8人
 特定疾患割引 本人115人・介護63人
 運転免許自主返納者割引 5,610人

利用料収入 6,747,750円

2. 平成28年度収支決算書

【収入の部】

単位：円

区 分			予算額	決算額	摘 要
款	項	目			
負担金	負担金	負担金	13,935,000	13,695,092	新居浜市負担金
諸収入	諸収入	雑 入	0	11	預金利息金利息 11 円
合 計			13,935,000	13,695,103	

【支出の部】

単位：円

区 分			予算額	決算額	摘 要
款	項	目			
事務費	事務費	事務費	467,000	298,180	委員出席謝礼 135,000 円 (3 回、@5,000×延べ 27 人)
					住宅地図 16,718 円 登録証印刷代 18,144 円 郵送料 121,730 円 振込手数料 6,588 円
事業費	事業費	事業費	13,383,000	13,317,453	デマンドタクシー運行事業費 運行业務 計 26,103,203 円 ① ・運行业務 @3,227×8,089 台 地域公共交通確保維持改善事業費 補助 6,038,000 ② 利用料収入 6,747,750 円 ③ 大人@500×8,123 人 大人割引者@250×10,745 人 ①－②－③＝13,317,453 円
			85,000	79,470	公共交通機関利用促進事業費 バス借上料等 58,320 円 振込手数料 540 円 バスギャラリー展参加賞 20,610 円
合 計			13,935,000	13,695,103	

監査報告書

平成28年度新居浜市地域公共交通活性化協議会の会計事務について監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

平成29年5月23日

新居浜市地域公共交通活性化協議会

監事 矢野 英司 

監事 越智 千鶴子 

協議事項（２）

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）

（平成 30～32 年度分）の策定について

生活交通確保維持改善計画（案）

（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

I. O. 生活交通確保維持改善計画の名称

新居浜市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

（１）目的

新居浜市地域公共交通総合連携計画に基づき、バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者の通院や買い物の移動手段を確保し、誰もが便利に使える公共交通を構築することを目的とする。

（２）必要性

本市は、バス交通の利用できる地域が人口ベースで50%以下と低い割合となっており、市内の移動は自動車交通に依存している。また、高齢化の進展により、今後、自動車利用のできない若しくはしない人が増加し、その人たちの移動手段の確保が重要な課題となってくることが明らかであることから、バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者のための市内公共交通体系を確保することが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果、目標を達成するために行う事業及びその実施主体

II. (1) 事業の目標

年 度	目 標
平成30年度	利用者数、乗合率、運行率の増加を図り、一日当たりの利用者数 64 人 、一台当たりの利用者数 2.3 人、運行率 60%以上 を目標とする。
平成31年度	利用者数、乗合率、運行率を前年度比で増加させる。
平成32年度	利用者数、乗合率、運行率を前年度比で増加させる。

（２）事業の効果

デマンド型乗り合いタクシーを運行することにより、バス交通空白地域の解消が図られるとともに、高齢者などの交通弱者の通院や買い物の移動手段を確保し、誰もが便利に使える公共交通が構築される。

(3) 目標を達成するために行う事業及びその実施主体

市政だより等による積極的な広報活動を実施するとともに、デマンド型乗り合いタクシーに関する出前講座の実施を行う。

実施主体・・・新居浜市地域公共交通活性化協議会（新居浜市）

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

(1) 運行エリア（利用対象区域）

川東エリア、上部東エリア、上部西エリア

(2) 運行形態

登録制、予約制、乗り合いでエリア内を「ドア to ドア」で結ぶ、デマンド型乗り合いタクシーとする。

(3) 行き先として指定できる施設

- ・ 交通結節点（バス停留所・駅・港等）
- ・ 医療・福祉施設（病院・診療所、歯科医院、介護施設等）
- ・ 金融機関（銀行、金庫、農協、郵便局等）
- ・ 商業施設（理美容室、各種小売店、飲食店等）
- ・ 保育・教育施設（保育所、幼稚園、小・中・高校等）
- ・ 公共施設（支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等）
- ・ その他、新居浜市地域公共交通活性化協議会が認める施設（新居浜駅など、エリア外を含めて設定）

(4) 運行日、運行時間帯

月曜日～金曜日（日曜・祝休日は運休）

①9:00～②10:00～③11:00～④12:00～⑤13:00～⑥14:00～⑦15:00～⑧16:00～

土曜日

①9:00～②10:00～③11:00～④12:00～⑤13:00～

(5) 利用料金

大人（中学生以上）1回乗車 500円（障がい者等割引者は半額）

小人（小学生以下）1回乗車 250円（障がい者等割引者は半額）

※未就学児は、1歳未満は無料、1歳以上は保護者1人につき1人無料

(6) 利用方法

事前に利用登録を行い、電話予約等により配車

<p>(7) 運行台数</p> <p>セダン型タクシー (定員4人)</p> <p>月曜日～金曜日 (1～6便) 2台×3エリア、(7・8便) 1台×3エリア</p> <p>土曜日 (1～5便) 2台×3エリア</p>	
<p>(8) 運送予定者</p> <p>平成23年1月11日から平成26年9月30日の間の試験運行を市内の全タクシー事業者が加盟する新居地区旅客自動車協同組合に委託し、受託者側において、事業所の位置等を考慮し、協議により次の事業者を決定していただいた。以後、運行状況は良好であったことから、平成29年10月以降も、引き続き同事業所による運行を実施することを、協議会において承認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川東エリア 有限会社 東雲タクシー ・上部東エリア 有限会社 光タクシー ・上部西エリア 中萩タクシー 有限会社 	
<p>4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・新居浜市 ・事業者 (有限会社 東雲タクシー・有限会社 光タクシー・中萩タクシー 有限会社) 	
<p>5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・川東エリア 有限会社 東雲タクシー ・上部東エリア 有限会社 光タクシー ・上部西エリア 中萩タクシー有限会社 	
<p>6. 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法</p>	
<p>(活性化法定協議会を補助対象事業者としないため、記入不要)</p>	
<p>7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】</p>	
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p>	
<p>8. 協議会の開催状況と主な議論</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年11月 9日 ・平成22年12月14日 ・平成23年 3月24日 ・平成23年 6月29日 ・平成23年 9月20日 ・平成24年 3月21日 ・平成24年 3月28日 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会設立、22年度試験運行について合意 地域公共交通総合連携計画について議論 地域公共交通総合連携計画を承認し、23年4月～9月の運行計画、全体計画を合意 23年10月～24年9月までの運行計画を合意 23、24年度補助事業に係るネットワーク計画を策定 24年度補助金に係る変更認定申請について協議 23年度、24年度補助事業に係る事業評価を実施

・平成24年 6月19日	24年度補助金に係る変更認定申請について協議
・平成24年 6月28日	25年度補助事業に係るネットワーク計画を策定
・平成24年11月20日	26年10月以降の運行について協議
・平成25年 3月25日	25年度補助事業に係る事業評価を実施
・平成25年 6月26日	26年度補助事業に係るネットワーク計画を策定
・平成25年11月11日	25年10月以降のエリア拡大について協議
・平成26年 2月20日	26年10月以降の運行について協議
・平成26年 3月28日	地域公共交通総合連携計画変更を承認し、26年10月以降の運行計画を合意
・平成26年 6月23日	27年度補助事業に係るネットワーク計画を策定
・平成26年 8月25日	愛称の選定及び26年10月以降の本格運行について協議
・平成27年 1月20日	26年度補助事業に係る事業評価を実施
・平成27年 3月23日	27年度事業計画等について協議
・平成27年 6月16日	28年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
・平成27年 9月18日	デマンドタクシーアンケート調査について協議
・平成28年 1月18日	27年度補助事業に係る事業評価を実施
・平成28年 3月23日	28年度事業計画等について協議
・平成28年 6月28日	29年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
・平成29年 1月24日	28年度補助事業に係る事業評価を実施
・平成29年 3月28日	29年度事業計画等について協議
・平成29年 6月27日	30年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定

9. 利用者等の意見の反映状況

- ・新居浜市地域公共交通活性化協議会に、住民、地域公共交通の利用者が参画して、意見を反映。
- ・利用対象者に対して「新たな公共交通の導入に関する調査」を実施して、計画作りに反映。
 ※平成21年9月～12月、市内のバス公共交通空白地域のうち、中心市街地から離れている荷内・阿島、船木、大生院・萩生地域の25自治会で訪問調査。
 (訪問世帯数2,614 調査世帯数1,498 調査率57.3%)
- ・新居浜市地域公共交通総合連携計画(案)について、市ホームページ、市内公共施設で公表し、パブリック・コメントを平成23年1月4日から平成23年1月28日まで行い、意見を反映。
- ・平成23年4月、3月28日現在の登録者387人を対象としたアンケートを行い、意見を反映。
- ・平成24年8月、7月末現在の20歳以上の登録者702人及び利用対象地域の単位自治会長58人を対象としたアンケートを行い、意見を反映。
- ・平成26年1月、平成25年12月末現在の登録世帯990世帯及び20歳以上の市民2,000人(無作為抽出)を対象としたアンケートを行い、意見を反映。
- ・平成27年10月、8月末現在の登録世帯1512世帯を対象としたアンケートを行い、意見を反映。
- ・平成28年10月、アンケート結果の分析を行い、新たに土曜日(1～5便)の運行を開始。

10. 協議会メンバーの構成	
関係都道府県	愛媛県東予地方局 建設部建設企画課・総務企画部地域政策課
関係市区町村	新居浜市副市長、新居浜市経済部長
交通事業者・交通施設管理者等	新居地区旅客自動車協同組合、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、瀬戸内運輸株式会社、社団法人愛媛県バス協会、四国旅客鉄道株式会社、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所、愛媛県東予地方局建設部、新居浜警察署
地方運輸局	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
その他協議会が必要と認める者	新居浜商工会議所、新居浜市医師会、瀬戸内運輸労働組合、新居浜市連合自治会、新居浜市老人クラブ連合会、新居浜市女性連合協議会、愛媛県東予地方局総務企画部（再掲）

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダー系統)

30年度

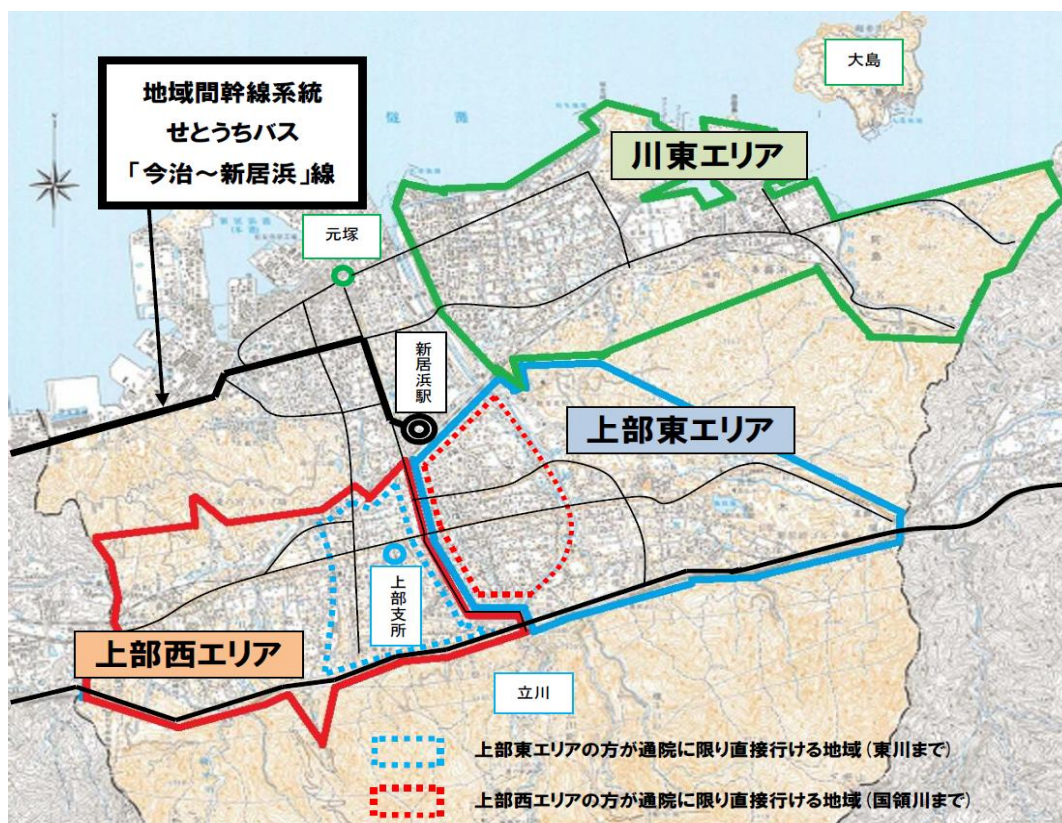
市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点				運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準にて該 当する要件 (別表7のみ)
新居浜市	有限会社 東雲タクシー	(1) 川東エリア		川東エリア		往 復 km km	3,896回		区域運行	①	地域間幹線系統(せとうち バス「今治～新居浜」線)の バス停留所(新居浜駅)と接 続	③
	有限会社 光タクシー	(2) 上部東エリア		上部東 エリア		往 復 km km	3,896回		区域運行	①	地域間幹線系統(せとうち バス「今治～新居浜」線)の バス停留所(新居浜駅)と接 続	③
	中萩タクシー有限公司	(3) 上部西エリア		上部西 エリア		往 復 km km	3,896回		区域運行	①	地域間幹線系統(せとうち バス「今治～新居浜」線)の バス停留所(新居浜駅)と接 続	③
		(4)				往 復 km km	回					
		(5)				往 復 km km	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらからの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表 1 添付書類

運行予定系統を示した地図



エリア区分		川東エリア	上部東エリア	上部西エリア
営業区域		多喜浜校区、神郷校区、垣生校区、浮島校区、高津校区	船木校区、泉川校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以東)、角野校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以東・立川地区)	大生院校区、中森校区、泉川校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以西)、角野校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以西・立川地区を除く)
運送の 区間	運行エリア 内で行き先 として指定 できる施設	①交通結節点 (バス停留所・駅・港等) ②医療・福祉施設(病院・診療所、歯科医院、介護施設等) ③金融機関(銀行、金庫、農協、郵便局等) ④商業施設(理美容室、各種小売店、飲食店等) ⑤保育・教育施設(保育所、幼稚園、小・中・高校等) ⑥その他公共施設 (支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等)		
	運行エリア 外で行き先 として指定 できる施設	新居浜駅 元塚バス停留所	新居浜駅 市役所上部支所、上部西 エリア内の東川以東の病 院・指定薬局	新居浜駅 上部東エリア内の国領川 以西の病院・指定薬局

【運行ダイヤ等(各エリア共通)】

毎週 月曜日～金曜日、土曜日(1～5便)※日曜日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は運休

1便	9:00	5便	13:00
2便	10:00	6便	14:00
3便	11:00	7便	15:00
4便	12:00	8便	16:00

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	新居浜市
------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	33,199
交通不便地域	351

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
161	別子山	過疎地域自立促進特別措置法
190	大島	離島振興法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
33,199人	$33,199人 \times 120円 \times 0.6 + 200万$	4,390千円

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

協議事項(3)

新居浜市地域公共交通網形成計画の策定について

資料1

(委託先) パシフィックコンサルタンツ(株)四国支社

その他（１）

年間スケジュールについて

平成29年度の会議開催は、5回を予定しますが、状況により変更する場合があります。

年	月	会 議	事 業	
			デマンドタクシー運行事業	公共交通機関利用促進事業
H29	4			
	5			
	6	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回会議 ・ 28年度事業報告及び決算の承認 ・ 生活交通確保維持改善計画の策定について ・ 地域公共交通網形成計画の策定について 		
	7			
	8			
	9	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2回会議 ・ 地域公共交通網形成計画の策定について 		
	10			
	11	<ul style="list-style-type: none"> ● 第3回会議（追加） ・ 地域公共交通網形成計画の策定について 		○バスの乗り方教室（予定）
	12			○バスの乗り方教室（予定）
H30	1	<ul style="list-style-type: none"> ● 第4回会議 ・ 地域公共交通確保維持改善事業に係る評価 ・ 地域公共交通網形成計画の策定について 		
	2			
	3	<ul style="list-style-type: none"> ● 第5回会議 ・ 30年度事業計画及び予算の決定 ・ 地域公共交通網形成計画の策定について <p style="text-align: right;">ほか</p>		

※デマンドタクシーの出前講座については、随時実施予定

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（抜粋）

第1編 共通事項

（目的）

第1条 この補助金は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

（定義等）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（以下「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。
- 二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実状に最適な交通手段を確保・維持するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画、離島航路確保維持計画及び離島航路確保維持計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。

（協議会）

第3条 前条第1項第一号の協議会は、以下の者によって構成される。

- 一 関係する都道府県又は市区町村
- 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- 三 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。）又は地方航空局
- 四 その他地域の生活交通の実状、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者

（中略）

- 5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

第2編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通

第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

(補助対象事業者等)

第15条 本節における補助対象事業者は、乗合バス事業者又は道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送を行う者（以下「バス事業者等」という。）であつて、協議会又は市区町村等（以下「市区町村協議会等」という。）が協議会の議論を経て、第17条に基づき定めた生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域内フィーダー系統確保維持計画を含む。以下この節において同じ。）に運送予定者として記載されている者とする。

(中略)

4 大臣は、予算の範囲内において、次条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。ただし、災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合その他特に調整を必要とする場合には、予算の範囲内で額を増減することができる。

(生活交通確保維持改善計画)

第17条 陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる向こう3ヵ年の事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
 - 二 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
 - 二の2 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
 - 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（区域運行におけるサービス提供の単位とする区域及び運行区間を含む。以下「系統」という。）の概要及び運送予定者
 - 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
 - 五 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
 - 六 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法（活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合に限る。）
- 2 地域公共交通確保維持事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した地域内フィーダー系統確保維持計画の策定をもって生活交通確保維持改善計画に代えることができる。この場合において、当該計画に係る第7条第2項の地域間幹線系統確保維持計画の策定があるときは、市町村協議会等は、当該計画との整合を確保すること。